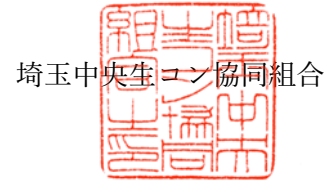


2020年4月3日

写)登録販売店各位

お得意様 各位



改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナ特措法)に基づく
緊急事態宣言後の生コン出荷について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊協組の共販事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、首都圏における新型コロナウイルス感染は拡大を続けており、今後の展開に予断を許さない状況にあります。特措法に基づく首相の緊急事態宣言後に都・県知事が住民への自宅待機などの要請・指示(いわゆるロックダウン)を出した場合の生コン出荷対応は、下記の通りとさせて頂きたくお知らせします。

敬具

記

1. 知事の要請の趣旨を尊重することを前提に、登録販売店様を通じお得意先様と緊密な連絡を取り合って出荷するか否かの対応を決めさせていただきます。
但し、状況によっては、従業員、運転手の確保や、材料の入手が出来ず工場を休業せざる得ない事態も想定されますので、予めご承知おきください。
2. お得意様におかれましても、各現場での生コン受入れ要望、受入れの可否などを弊協組もしくは納入工場にご連絡頂きますようお願い申し上げます。
3. 緊急事態宣言に関わらず、組合員工場が感染者発生により、出荷出来ない事態となった場合、共納工場より代納を行うことを基本とします。
それでも不足する場合、もしくは当初から共納工場が指定されていない場合は、近隣組合員工場にて納入すべく、弊組合で関係各位とご相談、調整をさせていただきます。

以上